

信託の国際的調和

早川眞一郎

目次

1. はじめに
2. 信託の国際化にともなう問題
 - (1) いくつかの事例
 - (2) 国際性のパターン
 - (3) 生じる問題
3. 問題への対処方法
 - (1) フランスの判例——自国の法制度への翻訳・置き換え
 - (2) もう一つのアプローチ
 - (3) 外国信託の承認
 - (a) ハーグ信託条約における「外国信託の承認」
 - (b) ケッツ教授による「承認」の理解
 - (c) 抵触法的アプローチの問題点 —— ケッツ教授の提起する問題
4. おわりに——まとめと展望

1. はじめに

世界の国々がそれぞれの国内法によって構築し運用してきたさまざまな法制度は、社会の急速な国際化への対応を迫られてきている。信託制度ももちろんその例外ではない。とりわけ、信託制度そのものを知らない国々が少なくないという状況のもとでは、契約や不法行為などのようにどの国の民事法体系にも通常見られる制度に関して国際化を語る場合

とはまた異なった困難な問題が、信託の国際化にはつきまとうことになる。

この報告では、国際化に伴って信託法について生じる問題を整理し、これまでそのような問題に対処するためにとられてきた方法を検討したうえで、今後の展望を探ることを試みたい。

なお、本報告の扱う、信託の国際化に伴う問題については、わが国でも既にさまざまな研究成果が公表されている（末尾の《主要邦語文献》参照）。この報告の準備に際してはこれらの研究成果を参照しているが、とりわけ、1987年の信託法学会における報告をまとめた道垣内＝新井＝木村「国際信託法の諸問題」（《主要邦語文献》（4））には多くを負っている。

2. 信託の国際化にともなう問題

まず、国際化にともなって信託ないし信託法にどのような問題が発生するかという点から見ていこう。

（1）いくつかの事例

信託が何らかの意味で複数の国に関係する場合をひろく国際的な信託と呼ぶとすると、その国際性のパターンにはさまざまなものがあり得る。まず、ある程度具体的なイメージを喚起するために、これまでに文献に記されてきた設例や判例の事案などを中心に具体的な事例をいくつか挙げたうえで、国際性のパターンについて少し整理することにしよう。

たとえば、ハーグ国際私法会議常設事務局のダイヤーおよびファン・ローン両氏が作成した報告書⁽¹⁾には次のような事例が挙げられている。この報告書の冒頭で挙げられている設例⁽²⁾は、2つある。一つは、5年間フランスに在住していたイギリス人がそのままフランスで死亡したが、その人が生前にイギリスで作成した遺言によって、自分のイギリス・フランス両国にある財産のすべてにつきロンドンの銀行を受託者とし妻子を

受益者とする信託を設定していたという設例である。この場合に、相続に関し、とりわけフランスにある財産をめぐって困難な問題が生じる。もうひとつの設例は、10年間ニューヨークに住んでいるドイツ人が、自己の主要な財産につき、ニューヨークの銀行を受託者とし、妻の生存中は妻を妻の死後は子供を受益者とする生前信託を設定したというものである。この場合には、信託設定者が死亡した場合の相続についてはもちろん、生前にも、たとえばドイツ所在の信託財産に信託設定者の債権者がかかっていけるかなど、いくつかの難しい問題が生ずる。

また、ドイツの比較法学者ケッツ教授が日本で行った国際的信託に関する講演⁽³⁾においては、その冒頭に、上の例よりもリアルで視覚的イメージの豊かな設例が挙げられている。すなわち、イギリスに住むイギリス人がフランスのリビエラ海岸にある瀟洒な別荘を所有している、そして、その人がイギリスで遺言を作成して、ロンドンの弁護士を受託者とする次のような内容の遺言信託を設定したというものである。その別荘は受託者が管理して賃貸し、その収益を妻の生存中は妻に、妻の死後は子供達に支払い、いちばん下の子供が21歳になったときに、その別荘を売却処分して、代金をその時点で生存している孫に給付することにした、という設例である。このときに生じる問題として、ケッツ教授は、受託者となった弁護士が賃貸借契約を有効に締結できるかとか、弁護士が不動産登記簿に所有者として登記されることが可能かとか、弁護士個人の債権者がこの別荘に強制執行できるかとか、というような通常予想される問題ばかりではなく、弁護士が義務に反してこの別荘を売り払い代金をモンテカルロの賭博につぎ込んで文無しになったらどうなるかなどという点まで、いわば想像力豊かに問題を指摘している。

実際の裁判例からも若干の事例を紹介しておきたい。

ひとつは、フランスのニース裁判所が1905年5月3日に下した古い判決（末尾の《参考判例》(4)）であるが、この事案は、ケッツ教授の挙げる事例と似ている。イギリスのある国会議員が、フランスのアルプ・マリタイム県（フランスの南東部、地中海沿岸にあり、ニースやカンヌなどの高級リゾート地をかかえる県）に別荘を持っていたが、この別荘を

含む財産について遺言信託をイギリスで設定し、その遺言によると、この別荘は、遺言者のいとこの長男を第1の受益者とし、その受益者の死亡後は別の親族を受益者とするものとして、受託者に遺贈することになっていた。そこで遺言者の母親と姉妹たちが、そのような信託設定はフランス法の禁じる信託的継伝処分にあたるので無効であると主張してフランスの裁判所に提訴したという事案である。

もうひとつ、スイス連邦最高裁の1970年1月29日の判決（《参考判例》(18)）の事例を紹介しておこう。これは、ハリソン対クレディスイス事件と呼ばれる比較的著名なものであるが、やや簡略化すると次のような事案であった。アメリカ人男性フランシス・ハリソンが、最初の妻と離婚した後に、その妻およびその妻との間の3人の子供を受益者とし、クレディスイス銀行を受託者として、スイスで1万ドルの信託を設定した。もっとも、スイスには信託制度がないので、厳密にいうと、アメリカ人ハリソンが日頃使い慣れている信託と同じような内容を実現するための合意を、離婚した妻およびクレディスイスとの間で行ったのである（この信託設定の合意に関する訴訟については、スイスのチューリッヒに裁判管轄を置く旨の約定がなされている）。合意によれば、ハリソンが死亡した場合には元本は3人の子供に分配することになっていた。ハリソンは、その信託設定後、別の女性と再婚し、信託設定の約30年後にアメリカで死亡することになるが、死亡の少し前に、その2番目の妻をすべての財産の単独相続人兼遺言執行者にする旨の遺言を書いていた。そこで、ハリソンの死後その妻が、クレディスイスを相手取ってスイスで訴訟を起こし、この「信託」の無効を主張した（その根拠としては、スイスでは信託は設定できないこと、スイスで禁じられている継伝処分に当たること、スイス法の求める死因処分の方式を満たしていないことなどが挙げられている）のがこの事件である。

さて、以上のような設例・事例とは趣を異にするが、ジャージー、ケイマン、ガンジー、バハマ、モーリシャス、マン島などにおいて、最近競うように発達してきているいわゆるオフショア・トラストも国際的な信託の一例である。すなわち、これらのオフショア・トラストは、税制

や債権者からの追及遮断等の点で有利な投資の仕組みを提供することによって、外国居住者からの資金を誘致することを念頭に置いて作られ運用されているわけであるから、そもそもいわば本来的に国際的な信託の一例であるといえよう。

(2) 国際性のパターン

以上、国際的な信託の設例・事例をいくつか挙げてみたが、これらの信託の国際性を、もう少し抽象的にいうと次のように整理できるのではないかと思われる。

上述したところでは、何らかの意味で複数の国に関係する信託をとりあえず国際的な信託とよぶこととしたが、その「何らかの意味で」という点をもう少し分析的に考えてみると、人、財産、管理という、信託に関する3つの要素をめぐって国際性を考えることができよう。まず、人の要素は、信託に関係する人々——すなわち、設定者・受託者・受益者等——がどの国籍をもっているか、どの国に住んでいるか、また法人である場合には何国法人でどの国に営業の本拠を有しているかなどの点に関連する。次に、財産の要素は、信託財産がどの国に存在するかという点に関連する。また、管理の要素の中には、さらに地理的ないし物理的な側面と法律的な側面とがある。つまり信託の設定や信託の事務処理がなされるのが地理的にみてどの国においてかという点とともに、どの国の法律に基づいて信託が設定・運営されるかという点を、この管理の要素に入れて考えることができる。そして、これら3つの要素のひとつのなかで既に複数国が関係することもあれば——たとえば信託設定者がフランス在住のフランス人で、受託者がアメリカのニューヨークの銀行である場合など——、3つの要素のうちのある要素と他の要素がそれぞれ異なる国に関係するということもあり——たとえば信託設定者・受託者・受益者すべてが英国国籍でロンドン在住だが、信託財産がフランスの不動産である場合など——、もちろんそれらが組み合わされた場合もある。したがって、これらの要素の組み合わせという観点から見ると、信託の国際性のパターンにはきわめて多種多様のものがあることにな

る。本報告でそれらのパターンをひとつひとつとりあげて検討することは紙幅の関係で難しく、またあまり意味のあることでもない。そこで、このように国際性の要素を分析してみたときに気がつくポイントをひとつだけ指摘しておく。

それは、これまでの学説や判例において論じられてきた事案・事例を見てみると、このうち財産の要素と管理の要素との関係が重要な位置を占めており、それに比べると人の要素は相対的に重要性が低いのではないかということである。もう少し具体的にいうと、信託設定がある国でその国の法に基づいて行われたが、信託の対象となる財産が別の国にあるという場合が主として問題とされてきたのではないか、そしてその際に、設定者や受託者等の国籍や住所がどの国にあるかはそれほど重要な問題とは考えられてこなかったのではないかということである。もちろん、通常、信託財産は設定者の住所のある国や国籍を持つ国に所在していることが多く、また管理の中心は受託者の本拠地にあることが多いし、さらに相続との関係を考えるうえで被相続人の国籍や住所が意味を持つことがあるから、人の要素もたしかに関係はするが、それらは主として間接的な影響しか持たずあまり決定的な要素にはなっていないように思われる。たとえば、先に紹介した具体例のうち、ダイヤー＝ファン・ローン報告書の挙げていた2つの設例、ケッツ教授の講演の挙げる例、およびニース裁判所の事案のいずれも、フランスやドイツにある財産を対象にしてイギリスやアメリカで信託が設定されたという点が、国際性の問題を考えるうえで決定的な意味をもっているものと考えられる。たしかにこれらの事案のうちには、人の要素自体に国際性があるものもある。たとえば、ダイヤー＝ファン・ローン報告書の例ではフランス在住のイギリス人やニューヨーク在住のドイツ人が信託設定者になっている。しかし、これらの例をイギリス在住のイギリス人やニューヨーク在住のアメリカ人に変えて、人の要素から国際性を取り去っても、相変わらず難しい問題がおこることには変わりないといえよう。

つまり、これまで主として論じられてきたのは、ある国で設定された信託が別の国にある財産を信託の対象としている場合であったのであ

る。

そこで以下の報告でもこのような場合を主として念頭に置いて考えることにするが、ただし、それ以外に国際的な信託の問題が生じないわけではもちろんない。この点は本報告では詳しく扱えないが、今後重要性を増すと思われる2つのパターンについて、ここで簡単に触れておきたい。ひとつは、先に述べた管理の要素の中自体に国際性が入り込んでくるパターンである。より具体的には、ある国で外国の信託法に基づく信託を設定して運用するというような場合が考えられ、このような意味での国際性をめぐる議論が今後必要になってくるだろうと思われる。⁽⁴⁾もうひとつは、財産の要素自体に国際性が入り込んでくるパターンである。これまで論じられてきた事案の多くでは信託財産が不動産であるため、財産それ自体には国際性がなく、また財産所在地がどこかということ自体をめぐっては特に問題が生じないことが多かったが、動産が対象になる場合、とりわけ今後ますます重要になるであろう証券や債権等の金融資産が対象となる信託の場合には、対象となる財産自体が国際性を有し、また財産所在地がどこかという点をめぐっても難しい問題が生じる。これらの点については、今後議論が必要となると思われるが、本報告では、問題点を指摘するにとどめる。

(3) 生じる問題

そこで、ある国——甲国という——で設定された信託が、他国——乙国という——にある財産を信託の対象としている場合を中心に、このような国際的な信託において、どのような問題が生じるのかを整理しておきたい。

なお、世界の国々を信託制度をもつ国ともたない国とにわけると、この甲国および乙国にそのうちのどちらの国が来るかによって論理的には組み合わせはいろいろあり得るが、ここでは、最も問題が生じやすい場合、すなわち、信託制度のある甲国で設定された信託が、信託制度のない乙国にある財産を信託の対象としている場合を主として念頭に⁽⁵⁾おく。たとえば、甲国イングランドで設定された信託が、乙国フランスにある

財産を対象としているというような場合である。

さて、甲国で設定された信託が乙国にある財産を対象としている場合に、どのような問題が生じるか。ここでは問題を大きく2つに分けてみよう。ひとつは、信託運営の手續に関する問題、もうひとつは信託をめぐる権利義務関係の実体法的な規律に関する問題である。

手續に関する問題としては、まず、受託者の乙国における活動権限の問題がある。すなわち、受託者が、乙国において、財産の管理や処分など、甲国法上みとめられている受託者としての権限を行使できるかという問題である。また、手續に関しては、もうひとつ、信託運営に関する裁判所の監督や介入という問題もある。すなわち、英米法圏の信託においては、裁判所が信託の運営にいわば後見的にさまざまな形で関与し比較的広い裁量権を行使することが予定されていることが多いが、甲国の裁判所が乙国所在の財産に関してどの程度まで関与できるか、また、逆に財産所在地乙国の裁判所がどの程度またどのようにして信託の運営に関与できるかということなどが問題になる。

他方、信託をめぐる権利義務関係の実体法的な規律に関しては、一言で言えば、財産所在地の法秩序——とくに財産法ないし物権法秩序、および相続法秩序——と、この信託との衝突が問題となる。より具体的には後述するが、たとえば、信託財産が受託者の所有に属するが受託者の固有財産からは分離されて受託者の債権者に対する責任財産にはならない、という甲国法上の状況が、乙国の財産法体系とは相容れないとか、信託が相続を代替する機能を甲国法上営んでおり、その結果乙国の相続法の内容と矛盾する状況がもたらされるとかといった問題が生じるのである。

本報告ではこのうち、後者の実体法的な規律に関する問題を中心に検討する。前者の手續的な問題も、もちろん重要であるが、これを考えるには、裁判所制度、公証人制度、登記制度など各種の制度にも目を配る必要があつてなかなか厄介であるばかりでなく、手續的な問題には、実体的な権利義務関係をどのように取り扱うかが大きく影響するので——たとえば、受託者の乙国における活動権限の問題には、受託者の信託財

産に関する実体法上の地位をどのように構成するかという点が重要な意味を持つ、というように——、ここでは、より理論的に興味深い実体法的な規律の問題を中心に扱うことにする。

そこで、この実体的な権利義務関係をめぐってどのような問題が生じるかを、もう少し具体的に見ておこう。

甲国は信託制度のある国、乙国は信託制度のない国で、委託者Sが甲国で受託者をT、受益者をBとして信託を設定した、信託財産は乙国にある、という事例で考えてみよう。

このような事例で、信託に通常認められている法的効果が、財産所在地である乙国の法秩序・法的規律と矛盾・衝突するというのが、実体法的な権利義務関係をめぐって生じる問題である。どのような衝突が生じるかは、とくに詳しく説明するまでもないと思われるので、以下でごく簡単に触れておこう。なお、信託に通常認められている法的効果の内容は、ハーグ信託法条約の2条2項と11条3項に要領よくまとめられている。⁽⁶⁾

乙国の財産法秩序との衝突として、より具体的には、次のようなことが考えられる。第1に、信託財産が受託者Tの固有財産とは独立の財産を構成して、Tの債権者Q1、Tの破産等の管財人Q2、Tの相続人Q3や配偶者Q4の手の及ばない財産となるという信託の効果が、信託制度を知らない乙国の法体系においては尊重されないおそれがあるということ、第2に、受託者Tが信託に違反して財産を処分した場合にその財産の取得者Rに対して受益者等が返還請求等の追及ができるという信託の効果が、乙国法においては尊重されないおそれがあるということ、また、第3に、これは少し観念的・理論的な問題であるが、信託財産の所有者が誰かという点につき受託者Tがコモンロー上の権利を持ち受益者Bがエクイティ上の権利をもつというように、所有権がいわば分属することが、乙国法の物権法秩序と相容れないため信託は無効だとされるおそれがあるということ、などである。

他方、乙国の相続法秩序との衝突としては、委託者Sの死亡に伴い乙国法が相続を規律するとされた場合において、信託が乙国法の相続法の

内容に反するような効果を予定していることがあることを挙げることができる。たとえば、信託が、受益者Bの生存中は信託からの収入をBに支払い、Bが死亡した場合にはCを受益者とするというように、連続的に受益者を指定しているときに、これが乙国の相続法では禁じられているいわゆる継伝処分にあると解されることがあり得る。そのほか、もちろん、信託設定の結果として、乙国法上Sの相続人Pに認められている遺留分が害されるというような衝突も生じ得る。

以上が、実体的な権利義務関係をめぐって、信託が信託を知らない国の法秩序と衝突して生じる主たる問題の概要である。

3. 問題への対処方法

それでは、以上のような問題についてこれまでどのような対応がなされてきたのであろうか。

(1) フランスの判例——自国の法制度への翻訳・置き換え

まず、フランスの判例に目を向けてみよう。本稿末尾の《参考判例》に、外国の信託が問題となったフランスの判例のリストを掲げている（これらは私の目についたものを拾ったもので、必ずしも網羅的ではない）。個々の判例について詳しく触れることはできないので、そのうちのごく一部を紹介しつつ、簡単なコメントを述べるにとどめる。

まず気づくのは、かなり昔からこのような問題がフランスの裁判所に出てきているということである。この判例リストで一番ふるいのは1883年のものである（日本風に言うと明治16年判決ということになる）。事案としては、相続がらみのものが多く、したがって、上述の表現によれば、信託とフランスの相続法秩序との衝突が問題となったものが多いといえよう。

たとえば、《参考判例》(8)の1916年12月19日セーヌ裁判所判決は、フランスで死亡したイギリス人Sがイギリスで行った遺言信託につき、相続人である息子Pが、その内容がフランス法で禁じられている信託的継

伝処分にあたり無効を主張した事案である。この遺言信託の内容は、受託者Tが、財産を受託し、Pの終身にわたり財産からの収益をPに給付し、Pが死亡したときには、Tの孫たち（21歳に達した者、ただし孫娘については21歳未満でも婚姻していれば可）に財産を分配するというものであった。Pの主張は、このような処分は、財産をTに遺贈してTに第三者（孫達）への移転を義務づけるものであるから、フランス民法896条の禁止する信託的継伝処分にあたり無効であるというものであった。これに対して裁判所は、次のように言って、この遺言による処分を有効であると判示した。

「遺言者Sの意思を、フランス法の言葉に翻訳してみると、それもできるだけ内容の近いものに翻訳してみると、遺言者の孫達を完全なる受遺者と同視することができる。」

「受託者は、一種の受任者（mandataire [委任契約の受任者]）なのであって、本当のところは、信託財産の所有者ではないのである。」

ここで重要なのは、裁判所が、外国で外国の法に従ってなされた信託の内容を、自国の法の言葉に翻訳して、自国の制度の中に置き直して取り扱おうとしている点であろう。つまり、イギリスの信託によって形式的には受託者への遺贈が行われて信託財産が受託者の所有になっていても、それはフランス法の見れば、違って見えるのであって、受託者は委任契約の受任者のような者であり、本当には所有権をもっているのではないと評価すべきだというのである。

このように、外国で作られた信託の内容を自国の持っている法制度に置き直して処理するというアプローチは、他のフランス判例にもほぼ共通している。もう一例、この報告の冒頭で事案を紹介した1905年5月3日ニース裁判所の判決（《参考判例》(4)）を見てみよう。イギリスの国会議員がフランスにある別荘などの財産を遺言信託したのに対し、遺言者の母親と姉妹たちが信託設定を無効だと主張してフランスで出訴した事件である。無効の根拠として、原告は、いったん受託者に遺贈して受託者から受益者に移転させるのがフランス法の禁じる継伝処分に当たる

ことなどを主張していた。判決は、無効の主張をすべてしりぞけたが、その際次のように言う。

「遺言者の設定した信託（トラスト）とは、レールの定義によれば〔として、レールの著したイングランド民法の体系書を引用し——引用者注〕、ある人の利益のために別の人の手と善意に財産を託することをいうのであって、受託者は遺贈の利益を受ける相手方ではなく、単に信託的受寄者であるにすぎない。たしかに、イングランド法は、受託者が託された任務を果たすために必要な限度において、法的フィクションを用いて、受託者を遺贈された物の所有者であるとみなしているけれども、受託者とは、その実体においては、受遺者では決してなく、単に、特殊なタイプの遺言執行者であるにすぎない。」

判決はこのように述べて、受託者は継伝処分の継伝義務者ではなく、信託設定は無効ではないと判示した。

ここでは紹介できないが、他の判決も基本的にはこれらの判決と同様のアプローチをとっているものと考えられる。すなわち、外国で作られた信託の内容をフランス法の言葉に翻訳し、フランス法の制度枠組の中に置き直して、取り扱おうとするのである。

このようなアプローチは、考えてみれば自然な対応であるように思われる。裁判官の面前に、自国法にはないような奇妙な法制度に関する問題が持ち出されてきたときに、裁判官が、自分が受けた法学教育と日常慣れ親しんでいる自国の法制度を物差しにして、その見慣れない法制度を分析・評価し、その制度を自国法の体系の中に位置づけて判断しようとするのは、ごく素直な反応であるといえよう。

そして、これが、フランスの判例を離れて一般的に見ても、信託制度のない国で信託が問題とされた場合の基本的なアプローチだったのではなかろうかと推測される。

(2) もう一つのアプローチ

さて、このようなアプローチによってもそれなりの対応ができること

は確かであり、したがってこれで十分だという考え方もありえよう。とくに、信託制度そのものはないが、機能的に見て全体としては信託にほぼ対応するようないくつかの制度が整備されている国においては、自国の法制度への翻訳・置き換えによって外国信託に対応すればいいと考える傾向が強いものと考えられる。たとえば、新井教授の紹介（《主要邦語文献》(8)）やケッツ教授の講演（同(10)(12)）などによれば、ドイツでは多くの学者がそのように考えているようである。

しかし、そのようなアプローチではなお問題があるのではないかと考える人々も少なくない。つまり、一方で、信託法制度を持つ国から見ると、せっかくの信託が変形され切り刻まれて、別の制度の枠組の中に押し込められてしまって、十全に機能しないという不満や、裁判をやってみないとどうなるかわからないという点で予測可能性が低く安心して使えないという不満があり、他方、信託制度をもたない国から見ると、やはりいちいち問題が生じるたびにいろいろな論点について自国の法制度への翻訳と置き換えを考えなければならないのは負担であり、とりわけ今後急速に国際化する社会に対応するにはやはりこのようなアプローチには限界があるのではないかと考える見解がありうるのである。1984年にハーグ国際私法会議において「信託の準拠法及び承認に関する条約」（以下、ハーグ信託条約という）が作成された背景には、このような見解が世界で一定以上の勢力を持ったという事情があるのだろうと思われる。すなわち、それまでの、自国法の諸制度への翻訳・置き換えといういわば実質法的な対応ではなく、外国信託をそのまま承認するという方法、つまり、ある信託を規律するのがどの国の法であるかを定める国際私法ルールを導入して、それによって定まる準拠外国法によってその信託を規律するという抵触法的・国際私法的な対応が、検討に値するのではないかと考えられるようになったのである。そこで次に、このようなアプローチについて、ハーグ信託条約を主たる素材として見てみることにしよう。

(3) 外国信託の承認

(a) ハーグ信託条約における「外国信託の承認」

ハーグ信託条約については、末尾の参考文献のリストからも明らかのように、すでにわが国でも多くの紹介や研究が公表されているので、この報告においてこの条約に関する一般的な説明をする必要はなかろう。以下では、この報告との関連で重要な点、すなわち、条約のいう「外国信託の承認」をどのようなものと理解すべきかという点にしばって、考えてみたい。

この条約は、その第3章に「承認」という章を設けている。その第3章には、次のような11条ないし14条の規定が含まれている（《主要邦語文献》(4)の道垣内正人訳による。ただし、若干の変更を加えている）。

第11条

- ① 前章によって定まる法律に従って設定された信託は、信託として承認される。
- ② この承認とは、少なくとも、信託財産が独立の基金を構成すること、受託者が受託者としての資格で訴訟当事者になれること、及び受託者が受託者としての資格で公証人又は公的資格において行為するいかなる者の前にも出頭できることを意味する。
- ③ この承認は、特に、次のことを意味する。ただし、信託の準拠法がその旨規定していないときはこの限りでない。
 - a 受託者個人の債権者は、信託財産を強制執行の対象とすることができないこと。
 - b 信託財産は、受託者の支払不能又は破産の際に、受託者の財産の一部を構成するものではないこと。
 - c 信託財産は、受託者及びその配偶者の夫婦財産の一部を構成するものではなく、また、受託者の死亡の際、受託者の相続財産の一部を構成するものでもないこと。
 - d 受託者が、信託に違反して信託財産を自己の固有財産と分別管理せず又は信託財産を譲渡した場合には、信託財産の復旧を請求することができること。ただし、当該財産の所持人である第三者の権利及び義務は、法廷地の抵触法によって定まる法律に従って規律される。

第12条

信託の国際的調和

受託者が、動産、不動産を問わず、財産又はそれに対する権限を登録しようとする場合には、登録しようとする国の法律により禁止され又はこれと相容れない場合を除き、受託者としての資格で又は信託の存在が公示されるような他の方法で登録することが認められる。

第13条

信託の重要な要素のうち、準拠法の選択、信託事務遂行地及び受託者の常居所地を除く要素が、信託制度全般又は問題となっている範疇の信託を有していない国に、より密接に関係している場合には、いかなる国もその信託を承認する義務を負わない。

第14条

この条約は、信託の承認にとって、より有利な法律の適用を妨げるものではない。

11条が承認の中心的規定であるが、これが一見なんでもないように見えて実はかなり厄介なわかりにくい規定である。そこで、どこがどうわかりにくいのかを整理することによってこの報告のテーマの検討につなげることにしたい。

11条2項のうち、受託者が訴訟当事者になれることや公証人等の面前で行為する権限をもつことなどは、先に述べた手続的な問題であるので、ここでは除外して考える。実体的な権利義務関係についての規定は、2項の「信託が独立の基金を構成する⁽⁷⁾」という点と、3項のa号からd号までに見られる。これらの規定は、実質法的な規定として書かれている。つまり、抵触法的・国際私法的ではない規定になっている。抵触法的・国際私法的な規定であれば、どこかの国の法律を準拠法として指定するルールを示すにとどまり、権利義務関係を具体的にどう規律するかはその準拠法に任せてしまうはずであるが、この11条の規定は、そうではなく、まさに直接に権利義務関係を規定しており、したがって実質法的な規定だと考えられるのである。

さてしかし、ひるがえって考えてみると、このハーグ条約は、ハーグ国際私法会議において起草・採択してきた他の多くの条約と同様、基本的には抵触法ルール・国際私法ルールを統一することを目的とする条約

であり、現に、条約第2章には、信託に適用される準拠法を選択するためのルールが詳しく規定されている。そして、ある信託についてその信託を規律する準拠法が決まれば、実質法的な規律は当然、その準拠法を適用することによって行われるはずである。したがって、抵触法ルールのほかにそれと並んで11条のような実質法的な規定をおくことに意味があるのか、それによってなにか問題は生じないかという点が気になる。より具体的にいえば、たとえば、11条2項にいう「信託財産が独立の基金を構成すること」や11条3項a号の「受託者個人の債権者は、信託財産を強制執行の対象とすることができないこと」は、その信託の準拠法となった国の法律が当然に決めているはずのことで——このような規律がなければおよそ信託制度を認めた国とはいえまい——、わざわざ条約で実質法的に規定するまでもないと考えられる。⁽⁸⁾

結局、私としては、この11条の規定は、信託制度を知らない国の法律家のための教育的・説明的な規定であって、法的には意味のない規定ではないかと考える。条約の公式報告書であるオーヴェルベック報告書⁽⁹⁾は、この「承認」の規定に、このような教育的・説明的な機能の他に、「承認すべき効果を限定できるので信託法をもたない国にとっての保証にもなる」という意味を与えているが（同報告書パラグラフ31）、この11条を根拠にして、準拠法が2項・3項以外の効果を信託に与えているときにそれを適用しなくてよいという結論を導くことができるのかには、なお検討の余地があるように思われる。

(b) ケッツ教授による「承認」の理解

このように、11条は法的にはあまり意味のない規定であると考えられるが、それでは教育的・説明的な規定としての意味はあるかという点、たしかに、一面ではそのような効果はあるが、他方、かえって混乱を引き起こすおそれもあるのではないかと思われる。つまり、このような実質法的な規定が含まれていることによって、条約の基本的な構造——国際的な信託については準拠法とされた国の法律によってまると規律するという構造——が見えにくくなり、条約の適用にあたって実質法的な処理を混入させてしまいがちになるのではないかという懸念がある。よ

り具体的にいえば、条約の適用にあたって、先程フランスの判例で見たような自国法への翻訳・置き換えによる実質法的な処理を混入させてしまう懸念である。そして、これはもしも以上のような私の理解が正しければの話であるが、ケッツ教授が日本でおこなった講演（《主要邦語文献》⁽¹⁰⁾（12））において示した見解は、承認という概念についてまさにそのような一種の混乱をしている例なのではないかと思われる。

ケッツ教授は、ハーグ条約にいう信託の承認が何を意味するのかに関して、次のように説明する。すなわち、「裁判官は、外国法によって設定された信託を法廷地法上の機能の類似した法制度に『翻訳』し、そこから生じる法律効果を掴み上げるという方法で、このような目的を達成することができるのです」（注（10）の引用部分参照）、と。これは、まさに、フランスの判例が行っていたような外国信託の自国法への翻訳と自国の法制度への置き換えである。教授は具体例を挙げる。その例は、——もちろん日本がこのハーグ信託法条約を批准したと仮定したうえで話だが——信託が準拠法であるカリフォルニア州法によって有効に設定され、東京に本拠を置く日本の銀行が受託者になったという事例である。ケッツ教授によれば、このとき日本の裁判官は、「日本法が用意している道具を利用して」、この信託に対して、カリフォルニア州法上認められるのと同じ効果を付与するべきだとする。具体的には、たとえば、受託者たる銀行の債権者が信託財産を差し押さえた場合には、日本の信託法16条2項を適用して受益者からの異議を認めるのだとする。そのほかにもいくつか例を挙げているが、要するに、ケッツ教授は、カリフォルニア州法が準拠法である信託について、日本の裁判官は日本の信託法を適用ないし準用してカリフォルニア州と同じような効果を与えるべきであって、これが外国の信託を日本で承認することの意味だと述べているものといえよう。

しかし、これは、抵触法的解決と実質法的解決との混同ではないかと私には思われる。ハーグ条約が予定しているのは、日本の裁判官がその信託に準拠法であるカリフォルニア州法を適用することであって、日本の類似制度である日本信託法を適用ないし準用することではないはずで

ある。たとえば、受託者の債権者が信託財産を差し押さえた場合に、日本の裁判所に受益者が第三者異議を出せるのは、日本信託法16条が信託受益者にそのような権利を認めているからというのではなく、カリフォルニア州法上、受益者は信託財産への強制執行を排除できる立場を認められているからであろうと思われる。受託者破産の場合の受益者の取戻権も、日本法上信託受益者に取戻権が認められているかどうかとは関係なく、カリフォルニア州法上受益者にどのような取戻権が認められているかによって決せられるというべきであろう。以上のことは、もし仮に日本に信託制度がなく、信託法もないと仮定して考えてみれば、一層はつきりする。このような場合に、条約を批准した日本が、日本法上機能の類似した制度がないからといって、あるいはあったとしてもその制度では受託者の個人債権者からの強制執行を排除できることにはなっていないからといって、カリフォルニア州法上は強制執行を排除できる受益者に第三者異議を認めないとするのは、条約の解釈としては適切ではあるまい。

(c) 抵触法的アプローチの問題点——ケッツ教授の提起する問題

私としては以上のように考えるが、これはあくまでも条約について私のように理解するとすればケッツ教授の説明には実質法的解決と抵触法的解決との混同があるのではないかというだけのことであって、ケッツ教授のような考え方が全く成り立たないと主張しようとするわけではない。それどころかむしろ、ケッツ教授は、このような説明を通じて、条約の適用にあたっての一つの重要な問題点を指摘し、あるいはより一般的に、信託に関する抵触法的な解決方法に対する重要な問題提起をおこなっているというようにも思われる。この点について若干敷衍しておこう。

ケッツ教授から提起されている重要な問題とは、抵触法的対応をとって、ある信託について信託準拠法（これが外国法であるときを念頭に置く）を適用するとき、その信託準拠法によって規律するのはいったいどの範囲の問題なのかということである。たとえば、ケッツ教授の挙げる例でいえば、受託者である日本の銀行の債権者が、その銀行の日本に

ある財産に強制執行をかけるときには、その強制執行自体の規律は当然日本の民事執行法による。つまり、その財産がカリフォルニア州法を準拠法として受託した信託財産であるからといってカリフォルニア州の強制執行に関する法が適用されるわけではない。いいかえれば、信託準拠法たるカリフォルニア州法の適用範囲は、信託財産への強制執行手続にまでは及ばない。他方で、その財産について信託が有効に設定されたかということ、および当該信託の委託者・受託者・受益者がそれぞれ委託者・受託者・受益者としてどのような関係にあるかということ自体については、信託準拠法たるカリフォルニア州法が適用される点にとくに異論はなく、ケッツ教授もこの点は当然の前提としているはずである。このように、どのような立場にたっても、一方で信託準拠法が規律しない事項があり、他方で信託準拠法が必ず規律する事項がある。問題は、その中間に当たる事項のうち、どこまでを信託準拠法の適用範囲とするかという点にある。

たとえば、受託者の個人債権者が信託財産に強制執行をかけたときに受益者はこれを排除できるかという点に信託準拠法の適用範囲が及ぶかを考えると、及ぶという立場と及ばないという立場の双方があり得る。私の上述の説明は、及ぶという立場に立ったものであり、ケッツ教授の説明は及ばないという立場に立つものと位置づけることができよう。及ばないという立場によれば、この場合の受益者が当該財産についての信託受益者であるという点までをカリフォルニア州法（信託準拠法）が定め、そして、およそ信託受益者というものが強制執行を排除できるかという点は日本法によって決める、という役割分担になろうかと思われる。これに対し、私のような立場では、この場合の受益者が強制執行を排除できるということは信託法の重要な効力であって信託準拠法が決める、ただし、強制執行手続自体はもちろん日本法によるという役割分担を考えるわけである。

このように考えてくると明らかなように、実は、上述の実質法的対応と抵触法的対応の境界は必ずしもはっきりしないのであって、抵触法的対応を主張するのであれば、どの問題を信託準拠法によらしめるのかを

ひとつひとつはつきりさせ、かつそれが合理的で適切であることを示さなければならないのである。ケッツ教授の講演は、そのようなきわめて鋭い問題提起を含んでいるように思われる。

4. おわりに——まとめと展望

以上に見てきたことをまとめつつ、将来の展望に触れておこう。

外国の信託をどのように扱うかについては、上述のように、大きく分けて、実質法的な対応と抵触法的な対応があるが、そのどちらがいいかは簡単には決められない。

この報告では、この両者についてそれぞれきわめて大づかみな話をしただけであり、実際の問題に対処するには、より細かく議論を詰めておく必要があるのはいうまでもない。そして、いざ議論を詰めていこうとすると、実質法的な対応についても抵触法的な対応についても、さまざまな難しい問題が立ち現れることになる。また、この報告では、信託制度のない国で外国信託が問題となった場合を中心に考えたが、実質法的な対応と抵触法的な対応とを比較するには、もちろん、コモンロー諸国の間で国際的信託が問題となる場合や、日本のように英米法系ではないが信託制度のある国において外国信託が問題となる場合など、実際に起こりうるさまざまな場合を視野に入れて考えることが必要である。

このように今後なお検討すべきことが多々あるという留保をおいたうえでの話であるが、私としては、今後の方向としては、抵触法的な対応を中心にするのが望ましいのではないかと考える。実質法的な対応——つまり、外国の信託を自国の法制度へ翻訳し置き換えて規律するという対応——は、裁判所は常に自国法を適用するという、国際私法上はすでに克服されたはずの考え方に通じる方法で、同じことを契約や不法行為などの分野で主張すれば時代錯誤の謗りを免れない。たとえば、外国でその外国の法律に基づいて締結された契約につき、その外国法は適用せずに、それと同じ類型（または最も近い類型）の契約についての自国法を常に適用する、というような見解は、おそらく現在ではどの国でも支

信託の国際的調和

持されないといえよう。もっとも、契約や不法行為については、自国に同じような制度があるからこそ、いわば安心して、同種の制度に関する外国準拠法を適用することができるのであって、信託はその点で全く違うということは言えるが、しかし、翻訳や置き換えに伴ってさまざまな困難が生じ、いわゆる私法的な国際交通が阻害される点では、信託でも契約でもあまり変わらないのではないかと思われる。

また、信託制度のない国が異質な制度が入り込んでくることに警戒的であるのはたしかに理由のあることであるが、自国の法秩序の維持は、公序の発動など通常の国際私法上の手段によって十分図れるのであるから、実質法的なフィルターによって防御する必要は必ずしもないように思われる。

ちなみに、もしも信託制度がさらに発展し広い地域に普及するほうがいいと考えるのであれば、現段階では、抵触法的な対応の方が望ましいことはおそらく明らかであろう。「現段階で」という留保を付けるのは、将来、世界中の国に信託制度が根付いて実質法レベルで統一なり調整なりが図られるようになれば、それはそれで望ましいことであるが、それはもし実現するとしても我々の何世代も後のことになるにちがいないからである。

さて、それでは、信託制度がさらに発展し普及するほうがいいと考えるかどうか。そのような根本問題について考え答えることは、本報告の範囲を越えるものであり、ここでは、オープンな問題としておくほかない。

- * 本稿は、1998年6月13日に神戸大学で開催された信託法学会においておこなった口頭報告の原稿を圧縮し若干の修正を加えたものである。

《主要邦語文献》

- (1) ヘルムート・コーイング (新井誠訳) 「ドイツ国際私法と法律行為による信託」ジュリスト810号78頁 (1984年)
- (2) アデア・ダイヤー＝ハンス・ファン・ローン (三菱信託銀行法律研究

- 会訳)「信託とその類似制度に関する報告(1)―(6・完)」
信託142号45頁, 143号21頁, 144号39頁, 145号11頁, 146号
75頁, 147号118頁(1985~86年)
- (3) アルフレッド・E・フォン・オーヴェルベック(道垣内正人訳)「信託
の準拠法及び承認に関するハーグ条約についての報告書
(翻訳)」信託153号4頁(1988年)
- (4) 道垣内正人=新井誠=木村恒弼「国際信託法の諸問題: 信託の準拠法
及び承認に関するハーグ条約について/比較信託法の問題
点について/実務上の問題点」信託法研究12号65頁(1988
年)
- (5) 池原季雄編『国際信託の実務と法理論』(有斐閣, 1990年)
- (6) 高杉直「ハーグ信託条約における法選択規則の構造」民商法雑誌104巻
5号59頁(1991年)
- (7) 大島俊之「フランス継伝処分法」信託研究奨励論集第12号69頁(1991
年)
- (8) 新井誠「ドイツ法の信託と英米法のトラスト——ハーグ信託条約の観
点から——」國學院法学30巻4号207頁(1993年)
- (9) 新井誠「信託と強制相続分・遺留分を巡る問題」國學院法学31巻4号
1頁(1994年)
- (10) ハイン・ケッツ(新井誠訳)「ドイツにおける信託法の現代的発展」信
託184号68頁(1995年)
- (11) 道垣内正人「国際化の中の高齢社会——国際的な相続と信託との関
係」新井誠編著『高齢社会と信託』(有斐閣, 1995年)
- (12) ハイン・ケッツ(新井誠訳)「国際的法律関係における信託——信託の
準拠法とその承認に関するハーグ条約——」信託185号64頁
(1996年)

《参考判例》(18(スイス)を除きすべてフランス)

- (1) 1883/08/07 Paris, 7 août 1883, Clunet 1884.192
- (2) 1888/08/08 Tribunal civil de la Seine, 8 aout 1888, Clunet 1889.635
- (3) 1894/12/26 Tribunal civil de la Seine, 26 décembre 1894, Clunet
1895.587
- (4) 1905/05/03 Tribunal civil de Nice, 3 mai 1905, Clunet 1911.278
- (5) 1905/07/18 Toulouse, 18 juillet 1904, Clunet 1906. 451
- (6) 1906/05/16 Tribunal civil de la Seine, 16 mai 1906, Rev.crit.1907.239

信託の国際的調和

- (7) 1908/02/19 Civ., 19 février 1908, Clunet 1912. 243
- (8) 1916/12/19 Tribunal civil de la Seine, 19 décembre 1916, Clunet 1917.1069
- (9) 1926/12/22 Tribunal civil de la Seine, 22 décembre 1926, Rev.crit. 1927.70
- (10) 1927/02/23 Tribunal civil de la Seine, 23 février 1927, Rev.crit. 1927.263
- (11) 1928/02/22 Tribunal civil des Alpes-Maritimes 22 février 1928, Clunet 1929.433
- (12) 1941/06/04 Crim., 4 juin 1941, D. 1942.Recueil critique.4
- (13) 1941/11/19 Req., 19 novembre 1941, Sirey 1942.1.129
- (14) 1952/11/29 Paris, 29 novembre 1952, Clunet 1953.140
- (15) 1967/03/22 Tribunal de grande instance de la Seine, 22 mars 1967, Rev.crit. 1968.503
- (16) 1967/11/06 Paris, 6 novembre 1967, Rev.crit. 1968.503
- (17) 1970/01/10 Paris, 10 janvier 1970, Rev.crit.1971.518, Clunet 1973.207
- (18) 1970/01/29 Tribunal fédéral suisse, 29 janvier 1970, Clunet 1976. 695
- (19) 1975/04/28 Tribunal de grande instance de Bayonne, 28 avril 1975, Rev.crit. 1976.330, JCP 1975. 18168
- (20) 1982/03/09 Aix-en-Provence, 9 mars 1982, Rev.crit.1983.282
- (21) 1983/11/03 Civ.lre, 3 novembre 1983, Rev.crit. 1984.336
- (22) 1985/03/02 Civ.lre 2 mars 1985, Rev.crit.1986.66
- (23) 1990/01/23 Paris, 23 janvier 1990, Clunet 1990.994, Rev.crit.1991.92
- (24) 1996/02/20 Civ.lre, 20 février 1996, JCP 1996. 22647, D.1996. 390, Rev.crit. 1996.692

【注】

- (1) Adair Dyer=Hans van Loon, Rapport sur les trusts et institutions analogues: Report on trusts and analogous institutions, in Actes et documents de la Quinzième session, Tome II Trust-loi applicable et reconnaissance, 1985, pp.10-110. この報告書には《主要邦語文献》(2)に掲げた邦訳がある。このダイヤー=ファン・ローン報告書は、ハーグ信託条約起草のための準備書類としてハーグ国際私法会議常設事務局の2人の法律家によって作成されたもので、トラストとその類似制度について国際私法の観点からはもちろん世界各国の国内法についても広く且つ深

く整理検討した文献で、本稿のような問題を考えるうえではきわめて価値の高い資料である。

- (2) 同報告書パラグラフ2参照。
- (3) この講演記録の邦訳が、《主要邦語文献》(12)のケッツ「国際的法律関係における信託——信託の準拠法とその承認に関するハーグ条約——」(信託185号掲載)である(原文は公表されていない)。
- (4) 現に、私がミラノ大学のPocar教授に直接聞いたところによると(1998年5月)、イタリアでは現在、イタリア国内で外国法にもとづく信託を設定できるかという点が、学者達の最もホットな論争点のひとつになっているようである。また先に挙げた、ハリソン対クレディスイス事件も、スイスには信託制度がないにもかかわらずスイス国内でいわばアメリカ風の「信託」を設定してしまったという事案であると理解することもでき、その意味では、管理の要素に国際性が見られる事案であるととらえることができる。
- (5) もっとも、ある国に信託制度があるかないかという点をめぐっても厳密に言えばいろいろ問題があつて、たとえばアングロサクソンのトラストとその系譜を引くものだけを信託とするか、それともそれ以外のものも信託に含めるかによって答えは違ってくる。ちなみに、イタリアのルポイ教授は、最近、信託の定義ないし特徴としてこれまで英米法系の指導的な学者——たとえばイギリスのヘイトン教授とかカナダのウォータース教授等——によって説かれていたことを正面から否定して、新たな信託像を呈示し、コモンロー諸国以外にも立派な信託がたくさん存在するという見解を主張しているようである(Bernard RuddenによるLupoi, *Trust Laws of the World: a Collection of Original Text*, 1996の書評(Tolley's *Trust Law International*. vol. 10, no.3, p.92, 1996)など参照)。しかしここでは、その点には深入りせず、現在支配的な見解にしたがっておこう。
- (6) ハーグ信託法条約2条は以下の通りである(《主要邦語文献》(4)掲載の道垣内正人訳による)。なお、11条の条文は、後述3(3)(a)の本文に掲げる。

第2条

- ① この条約の適用上、「信託」とは、ある者、すなわち委託者が、生存中の行為により又は死亡を原因として設定する法律関係であつて、財産が受益者のため又は特定の目的のため受託者の管理の下に置かれるものをいう。

信託の国際的調和

- ② 信託は以下の特徴を有する。
- a 信託財産は、独立の基金を構成し、受託者の固有財産には属さない。
 - b 信託財産は、受託者名義又は受託者のために第三者名義となる。
 - c 受託者は、信託条項又は法律により課される特別の義務に従い、信託財産を管理し、使用し、又は処分する権限及び義務を有し、これらに関して責任を負う。
- ③ 委託者が一定の権利及び義務を自己に留保していること及び受託者自身が受益者としての権利を有することは、信託が存在することと必ずしも相容れないものではない。
- (7) この翻訳は条約の英語版による。フランス語版では、「信託財産が受託者の固有財産から独立していること」という、やや異なる表現がとられている。
- (8) なお、このようにいうためには、ハーグ条約に基づく信託準拠法の国には信託法がある（いいかえると信託制度を知らない国の法律がハーグ条約によって信託準拠法とされることはない）ことが前提となる。この前提が常に満たされるかは一個の問題たりうるが、同条約6条2項の趣旨からみてこれを肯定してよいのではないかと私は考える。
- (9) Alfred E. von Overbeck, Rapport explicatif : Explanatory Report, in Actes et documents de la Quinzième session, Tome II Trust - loi applicable et reconnaissance, 1985, pp.370 - 417. この報告書には、《主要邦語文献》(3)に掲げた邦訳がある。
- (10) ケッツ教授は、この講演のなかで次のように述べる（「信託」185号70～71頁から抜粋）。

「いわゆる信託の『承認』というのは、信託に対して、外国の信託準拠法が与えている全ての効果を原則として付与しなければならないと言うことに他ならないのです。

こうした効果のいくつかは11条2項と3項に列挙されています。……〔中略〕…… 以上によって、信託の『承認』によって達成されるべき目的が示されています。裁判官は、外国法によって設定された信託を法廷地法上の機能の類似した法制度に『翻訳』し、そこから生じる法律効果を掘み上げるという方法で、このような目的を達成することができるのです。以上述べたことを、次のような例を用いてご説明したいと思います。

信託が準拠法であるカリフォルニア州法によって有効に設定され、東京に本拠を置く日本の銀行が受託者になったとしましょう。さて、銀行が倒産した場合に、受益者は信託財産を取り戻すことができるかどうかという問題を、日本の裁判官が判断しなければならなくなったとします。信託条約11条によれば、日本の裁判官は、そのような場合、カリフォルニア州法上の信託を『承認』しなければならなりません。そして『承認』とは、日本法が用意している道具を利用して、信託に対して、カリフォルニア州法上認められるのと同じ効果を付与しなければならないという意味です。日本法が用意している道具としては、日本の信託法16条2項の適用が問題となります。同条によれば、受託者個人の債権者が信託財産を差し押さえた場合、受益者は異議を主張できます。もし、カリフォルニアの信託が遺言による信託であった場合も、同じことが言えるとしなければならなりません。なぜならば、日本の信託法2条によれば、被相続人が遺言によって信託を設定した場合にも、それを適用しなければならないからです。……〔中略〕……

受託者である日本の銀行が、信託財産の中に含まれている有価証券を譲渡し、譲渡の対価として抵当権付きの債権を取得したとします。受益者は、銀行が破産した場合に、この債権について取戻権を行使できるでしょうか。私見によれば、日本の裁判官は、取戻権を認めなければならぬだろうと考えます。なぜならば、信託の『承認』とは、日本の裁判官は日本信託法14条を適用して、差押え対象物が『信託財産ノ管理、処分ニ因リ受託者ノ得タル財産』と言える限りで、受益者に16条2項による異議申立権を認めなければならないという意味だからです。」

(東北大学法学部教授)